

平成26年度第1回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成26年9月30日14時00分

○事務局　　では、ただいまより、平成26年度の第1回男女共同参画審議会を開催させていただきます。本日の審議会につきましては、委員12名中、10名の御出席をいただいておりますので、本市の男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定によりまして、成立していることを御報告いたします。審議会の進行につきましては、審議会規則第5条によりまして、委員長が行うものでございますので、委員長よろしく申し上げます。

○委員長　　よろしく申し上げます。それではまず、次第に移ります前に、前回の審議会で提言等ございました事項への取り組みについて、事務局から御報告をお願いできますでしょうか。

【事務局より報告】

○委員長　　ありがとうございました。次に、男女共同参画審議会で審議された御意見や御提案がその後どのようにして市の政策に反映されていくのかについて、事務局から御説明申し上げます。

【事務局より説明】

○委員長　　ありがとうございました。それでは、今回の議題に移ります。次第に沿って進めてまいります。今年度は、年間の審議会を通して一つのテーマに焦点を当てて審議を進めてまいります。そのテーマに沿って、寝屋川市が直面している課題を3つ上げていただきましたので、第1回及び第2回の審議会において、それらの課題について審議していく予定でございます。今年度のテーマは、「寝屋川市がかかえるDV・DV相談に関する課題」についてです。それではまず、今回の議題の説明と合わせて、一つ目の課題「相談窓口体制につい

て」を御説明をお願いします。

【事務局より説明】

- 委員長 ありがとうございました。それでは委員の皆様、何か御意見、御提言等ありますでしょうか。
- 委員 DV相談の支援について、相談窓口は人権文化課とふらっとねやがわの2つがある、ということ解釈でよろしいでしょうか。
- 事務局 総合的な相談窓口という意味では、その通りです。ただし、緊急な対応が必要なケースは、人権文化課の職員が対応しています。また、DVの相談の事例は、さまざまな分野に重なることがあります。例えば、相談者に子どもがいた場合、学校や保育所、幼稚園等に相談されたりもしますし、福祉部局のこども室等に相談されることもあります。
- 委員長 また昨年には、各セクションに相談があった場合どのような支援ができるだろうかということ職員向けに研修、共有するといった機会を持つなど、連携体制をとられているということです。
- 委員 DV支援を専門に行う常勤職員を1名以上ふらっとねやがわに配置する必要があるのではないかというご意見について、そういった実態があるかと思いますが、詳しく教えていただけますか。
- 委員長 緊急避難期にある相談者については、ふらっとねやがわではなく人権文化課が対応しているというように、非常勤職員では動ける範囲が限られてくる部分があります。また、非常に深刻な相談の場合は、相談者側が二次的な被害にあってしまうという問題もありますので、専門の職員の必要性を強く感じています。
- 事務局 緊急避難期にある相談者の対応機関としては、配偶者暴力相談支援センター（以下、配暴センターという）が、大阪府内で数カ所設けられています。

○委員 大阪府女性相談センター（以下、女相という）の権限分配の部分になると思うのですが、大阪府の場合ドーンセンターを中心としていますが、府内に数か所の配暴センターがつくられており、少しずつ政令指定都市以外も配暴センターをつくり始めている流れにあるのかなと思います。相談者の一時保護をするかどうかの判断は女相が基本的にされていると思いますが、そのため、配暴センターを所有していない市町村は、女相といかにパイプをつなげられているかが大切です。このような市町村では、何か相談を受け、緊急一時保護する必要がある場合、いかに女相とネットワークを組んで、タイミングよく判断しつつ、動けるかが重要となります。そこで先ほど常勤か非常勤かという話がありましたが、そこでの人材は、例えば、週替わりで「月曜日に来ました」「火曜日に来ました」というのではなくて、一定の経験値を積んだ人が常に勤務している、そういう意味での常勤ですよね、そういう人がいないと無責任になってしまうと思います。他自治体の事例ですが、各区役所に女性相談員を一人配置しています。いわばたった一人ですので、その人がその区の相談のDV関係をほぼ全て担っているような状態といえますが、常にその職員がそこにおいて、各ケースの相談者の状態を把握している、という体制をとっています。いわば、一定の経験があり、被害者の自立に関する流れやシステムを機動的に理解している頼りがいのある相談員、その職種が常勤職員か非常勤職員かは別として、常にそこにいるという相談員がいなくてはならないのではないかと、そういうことだと思います。そのような相談員を、他市はどのような職種で採用されているのかはわかりませんが、社会福祉士の資格を有している、というのは最低限必須となっているのではないのでしょうか。もしくは職歴の中で、公的なセンターでそのような職務に就いていた経験があるとか、そういったものが必要になってくるかと思います。

○委員 最低限度でも社会福祉士のような資格は必要であり、常勤で継続してケースを扱える職種であることが望ましいということですね。もう一つ質問ですが、ふらっと ねやがわで活動されている方もそのような認識をお持ちでしょうか。

○委員 相談員として常に、そういう方がいたほうがいいのではないかと理想はあります。やはり、相談に来られる方というのは、とても敏感な精神状態なんですね。例えば、受付で「どうしよう、どうしよう」といったごたごたした対応を取られてしまうと、やっとの思いで相談に来られた方にとってはものすごく敏感に感じとってしまい、不安を感じさせることになると思います。そういった視点からも、そのような相談員がいることは絶対条件だと思います。

○委員長 ありがとうございます。事務局から一言お願いしてもいいですか。

○事務局 DV対応の職員について、ノウハウの蓄積というのは少なくとも人権文化課では積み上げております。初期対応から、細心の注意を払うべき点を踏まえての相談、さらに必要であれば生活保護等の実質的な支援を前捌きしながら対応をしています。ふらっと ねやがわのほうでも、一時保護の移送に関わることはありませんが、そういうことも踏まえた上で、エンパワメントの点から相談対応し、場合によっては人権文化課と連携しながら対応しているという状況でございます。

○委員長 ありがとうございます。体制について、非常勤職員が6名いて、その6名の職員の仕事の量がどれだけか、ということも考えないといけないと思いますが、やはりこれからDV相談が増えてくるであろう状況に対応するためには、ふらっと ねやがわの方にも、常勤でいつでもいろいろなところにつながっていけるような職員がいる状況が望ましいのではないのでしょうか。

○委員 事務局への確認ですが、人権文化課として、DV対応はどこまでを責任範囲としていて、どこまでのケアをしているのか、ということをお教えしてもらえますか。

○事務局 例えば寝屋川市に逃げてこられた方への支援について、その方の生活に関わる行政的な手続きや経済的な支援に関して、人権文化課が直接できることはありません。それぞれの担当課の支援内容の情報提供や、各課への手続きの同行くらいまでかと思えます。また、実際にその後の就職をどうするかについての相談や支援というのは中々できない状態でもあります。

○委員 質問ですが、今大学でこういった分野を専攻されている先生方は、行政の窓口相談体制というものを、被害者のケアも含めて、一定の体系をつくったことを公的な分野としてすべきだというふうに考えていますでしょうか。その辺りの専門的な見解をお聞きしたいと思います。

○委員長 もちろん理想を言えば、いろんな支援が考えられますが、基本的には予算がかかることですので、まずはいかにある人材とある資金の中で、最も効率よく回していけるかということが大事なことだと思っています。また、他市でこれからやろうとしていることの一つに、DVを予防するための青年リーダーを育てていこうというものがあります。多岐に渡って行政ができることをとにかくやっていくということで、予防、相談者本人のケア、そしてその後その方がどのように回復していくかというような、一連のプロセスをしっかりと研究調査して、それを市民に示してしかないことには、相談したいと思っている市民にとっては不安だと思います。そしてその中で、その人が健康に元気になっていくプロセスというものを、例えば広報等の形でアウトプットしていくような方向に向けて議論しているところです。このように、できることをぜひ、このような場で皆さん

の知恵をしぼってやっていきましょうよというところです。

○委員 ふらっと ねやがわで行っているカウンセリングの面談についてですが、相談に行くのに、すごく葛藤というか、自分さえ我慢したらいいというようなところでずっと悩んでいる方がいると思います。ところが、相談に行こうと思って来てみても待機者が多く、数週間から数か月程度も先まで予約が詰まっているということがほとんどという実態があり、待つ期間を少しでも短くするために、先ほどの予算の部分の話にもなりますが、相談にあたるカウンセラーの人数を少しずつでも増やしていくなどの対策を取らないと、せっかく相談に行ってももうええわという気持ちになるんじゃないかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。私も、待機者の問題は非常に大きいのではないかと考えていますが、予算のことにつきましても、ここの審議会で、ぜひとも予算が必要だということになれば、実現するかどうかはわかりませんが、そのための審議会だというふうに私は考えておりますので、ぜひ積極的な意見をどんどん出していただきたいというふうに思います。

○委員 質問ですが、課題1の相談体制について、予算ありきでどのような体制があるかという問いかけなのか、それとも、予算が必要だが余りない状況の中で、どうしたらいいのかというふうなことでの問いかけなのか、どちらなのでしょう。

○事務局 どちらもについてご審議いただきたいと考えております。

○委員 先ほど、職員のスキルとかいうふうな点に関しては、確かにスキルアップを図ってほしいというようなことで、それしか言いようがありません。ただ、予算がないけれども、こんなことができるのではないかという点で、やはり行政は、全てものを引き受けてやっていくと莫大なお金

が必要となります。そのためには、一定ある分を市民に担っていただくという形で取り組んでいくことも考える必要性があるのではないのでしょうか。それが公助と共助というふうなところですが、その観点から言うと、市民相互で、DVというものに対して相談ができるし、ケアもできるし、予防もできるというような体制づくりに、予算をかけるということも必要なのではないかと思います。要するに、職員が現場に出て全てのことを担うのではなく、職員はマネジメントのほうをやるべきなのであって、実際に現場で相談、ケア、あるいは予防するという部分については市民相互にやっていくという方法があるのではないかと考えます。

○事務局 委員のおっしゃるとおりです。予算の観点と、市民との協働という観点で、実際にふらっとねやがわの登録団体の中にも、DVケアをされている団体や心の相談をされている団体もおられます。また、ふらっとねやがわでは、多数の市民セミナーを実施する中で、DVをテーマとする講座もあります。

○委員 現状そういった問題があるということだと思いますが、それについて、例えばもう少しボランティアに関して働きかけるということは、また積極的に関わっているのであれば、よりやっていただけるように、市がバックアップするという形もとれるのではないのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。ボランティアに働きかける、という形も検討していければと思います。

○委員 確認したいのですが、先ほど待機者の問題がありましたが、それについて具体的に教えてもらえますか。

○事務局 男女共同参画推進センター「ふらっとねやがわ」の委託事業として、女性・男性のためのカウンセリングの窓口と、女性のための法律相談の窓

口がございませう。そこで、それぞれある程度コマ数が決まっております、近日の相談枠が埋まっていた際にある方から予約があった場合、近日は埋まっているので先になります、とご案内してございませう、そういった意味での待機者でございませう。

○委員　　まずは第一聞くことが大事ですが、喫緊であれば他の相談機関を紹介するという方法もあるかと思ひますがいかがでございませうか。

○事務局　　ありがとうございます。

○委員　　よろしいでございませうか。女性の心の悩みのカウンセリングに来られる相談者は、緊急ですぐに家を出ないといけないう方はあまりおられないと思ひます。とにかく緊急に何か対応せねばならない方は、カウンセリングという形ではなく、緊急でご相談に乗っておられます。悩み相談やカウンセリングを受ける方々の段階では、とにかくお話を聞いて、話をしながら気づきをさせる。そして聞きながら、聞きながら、例えば「もしかしたらそれはDVかもしれませんね」と気づいていき、「ほっとしました。また、来ていいですか」というようなイメージかと思ひます。なので、人にもよるかと思ひますが、多少の待機や一カ月先になるというのも、カウンセリングとはそういうものだと思ひてございませう。ただ、例えば配偶者から暴力等を受けてもう逃げなければ命が危ない、という方であれば、恐らく市の職員が直接相談を受けて、カウンセリングに繋ぐということはないかと思ひます。

○事務局　　ありがとうございます。緊急性やその方の段階に応じて、直接相談を受けたり、必要な窓口を紹介したりすることもあります。またカウンセリングでは、DVで悩んでいる方よりも、生き方を悩んでいるとか、そういった心の悩みのほうが多いのが実情です。

○委員長　　ただ、そんなに簡単に線引きができるわけではありませう。深刻だ

けど深刻だと言えなくて、とにかくちょっと相談に乗ってくださいというような形で言っていて、実はすごい深刻な状況もあると思います。それは、本当にそんな簡単に線がひけるものではないので、カウンセリングにおける待機の問題は非常に大きいと思われま

○委員 最近DVの相談件数が増えていて、その中でも、御本人からではなく、第三者が、この方が悩んでいるということで相談というのも多いです。また言葉だけの暴力であったり、離婚後であったりなど、法的には法律改正などもされていますが、何かそのあたり、避難まではされない方や、結局戻られる方もいるなど、本当にその判断が担当課にとっても難しいと思われま

す。また、待機の問題については、どのくらい前から増えているのでしょうか。随分前からであれば、やはり解決していかないといけない問題かと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 女性の心の悩み相談（カウンセリング）については、少なくとも2～3年前ごろの時点で、1カ月程度の待機は既にありました。その頃から今もなお、次の予約をされる方へは、1カ月～1カ月半程度先の日程が直近であるとお伝えしている状況です。また、新規の方がすぐに相談できない状況にならないよう、いわゆる新規枠というものを一定設けるなど、予算がない中でもできる取り組みもしているところです。

○委員長 先ほどスキルアップの話がありましたが、何か職員向けの研修はあるのでしょうか。

○事務局 研修につきましては、毎年しております。相談員のスキルについては、大阪府が主催している研修への参加や、近隣市との情報共有や議論の場を毎年設けています。その中で、職員同士でこのようなケースはどのように対応しているかという話し合いや、様々なアドバイスもいただいています。また関係機関の対応スキルという点では、本市で昨年事例検討の機会をも

ち、実際のこういったケースに対して各所管課ではどういった対応ができるか、ということを経験者に講師をしていただき、行ないました。

○委員　　よろしいでしょうか。今後の体制を検討する上での予算についてですが、例えば、社会福祉士として経験ある方であれば、幾らくらい予算が必要になるのかは分かりますか。

○事務局　　現時点ではどれくらいの予算がかかるかというのは分かりませんが、今後相談の体制を充実化することを検討していく中で、社会福祉士に限らず専門の相談員を採用するための予算は調べていきます。

○委員　　専門の相談員のみならず、女性のためのカウンセリングにおける待機者の問題を解消するために、例えば大体1カ月半程度の待機を解消するためには、どの程度の枠の増加が必要でどの程度の予算が生じるのか、というところもおさえておいてもらえればと思います。

○委員長　　ありがとうございます。その他、委員の皆様には事前にご意見をいただいておりますので、事務局よりご紹介いただけてよいでしょうか。

○事務局　　事前に頂きました意見につきましては、今委員の皆様方からお声として出していただいた内容がほとんどかと思っております。その中で、一つは予算のことになりますが、専門の相談員の配置や、心の悩み相談の枠数の増加などが挙げられます。それ以外のところは、市民ボランティアの育成と活用であったり、自己肯定感を高める為の内容をテーマとした啓発を行なう、等を挙げて頂きました。いずれにしても、すぐ翌年度から実施できるものばかりではなく、今後長期的に検討をしていきたいと考えております。

○委員　　質問ですが、いわゆるカウンセリングというのは、例えば、一人の相談者に対して、一人のカウンセラーが最初から最後まで対応するものなのか、それとも初期段階であればこういった人が対応し、このレベルの

段階の人であればまた別の人が対応する、というものなのでしょうか。

また例えば、ボランティアの方が最初に受けて順次やっていけるようなものなのでしょうか。カウンセリングとはそんなものじゃないんだよと、一人の人が最初から最後までずっと対応するものなんだよということであれば、配置すべきカウンセラーや相談員の質や専門性も変わってくると思うんです。それによって、人数や予算も変わってくると思います。

○委員長 寝屋川市の対応としては、どうされていますか。

○事務局 カウンセリングについては、継続性のある方もいればそうでない方もいます。またカウンセリングが必要な方であっても、取っかかりとして人権文化課に相談に来られる方もおられますし、その逆のパターンの方もいます。場合によれば、緊急性の高い方であればその対応を、明らかに病院での治療が必要な場合は医療機関の御紹介や、専門的な法律に関する手続き等が必要であれば法律相談や大阪府の相談機関を御紹介するなど、そのような対応をしております。

○委員長 市民の中で相談対応のネットワークづくりということも重要ですが、深刻な状況を含め様々なケースがある中で、その見きわめをしていくのは、ある程度慣れも必要ですし、やはりプロの人の方がよいのではないかと考えます。その他に、1点気になったところがあるのですが、人権文化課における今年度のDV相談件数について、8月時点で既に昨年度の年間件数の半分をこえているという現状があります。これは、今後間違いなく増加していきだろうという状況の中で、今の人権文化課の体制や対応では、恐らくいずれは回っていかなくなるのではないかとということを非常に心配しています。そういったことも含め、先ほど常勤職員をふやす必要があるのではないかとというふうに申し上げた次第です。

○委員 今ずっとお話を聞いていて、即時対応しなければいけない人もいますかと思ひますし、幅がすごくあると思ひます。また、ハラスメントの段階というんですか、そういう段階の人で、自分が置かれている状況を理解していない人もいらっしやいます。そういった人は余りにも受け身で生きていらっしやって、カウンセリングの中で、だから私はこんなにつらいんだと、気づいていかれます。話をするこゝとによって自分の気持ちを見つめていく機会を持つ中で、DVまではいかないがそのぎりぎりのこゝとで悩んだり苦しんだりしている方がすごく多いと思ひます。自分の権利、人権というものを知らない人が本当に多くて、そういったことを専門の方が来て話をされるというような機会や場所をもっと作っていてももらえたらと思ひます。

○委員長 ありがとうございます。それでは次に、課題2「若い世代への予防啓発について」について事務局から説明よろしくお願ひします。

【事務局より説明】

○委員 今回、小学生向けのCAPプログラム、そして非行防止教室に関する視聴覚教材を準備しております。タイにあるエクセディさんの子会社が、タイにおいてあまりにも労働者のけがが多いということで、安心安全についての意識に関して日本ではどんな教育をしているのかを、私どもの学校に取材に来られました。これは、以前バンコクで安心安全のシンポジウムがありまして、本校の教員が発表するために撮ったビデオの一つです。

【視聴覚教材視聴】

○委員長 ありがとうございます。それでは、議題2について、委員からの質問、意見を事務局から説明いただけますでしょうか。

【事務局より説明】

○委員長 ありがとうございます。それでは、今紹介いただいた以外にいかがでしょうか。

○委員 確認ですが、市内の学校でC A Pプログラムは行われていると思いますが、それだけでは不十分だということでしょうか。

○事務局 C A Pプログラムに対して、不十分であるという認識はございません。しかし、他市の中でもC A Pプログラム以外に様々な事業を行っているところもあり、将来的にD Vや暴力の加害者となることのないように、児童や生徒向けの啓発活動が今後必要ではないかということで、議題として挙げております。

○委員長 相談件数が増えているという現状の中で、啓発という意味で若い世代への発信も、新たに考えてもよいのではないかということで、この議題に上がっているわけです。

○委員 C A Pプログラムの中にもデートD Vなどの取り組みもありまして、寝屋川市でそのプログラムに則ってされているのかは分かりませんが、C A Pプログラムのもう少し効果的な利用法もあるかと思えますし、もしそこに問題点があるのであれば、C A Pのセンターと相談をしてより効果を高めるプログラムを開発するというふうなこともできるのではないかなということで、意見をさせていただいたというところです。

○委員長 ありがとうございます。発展的にC A Pプログラムを展開していくということも必要だと思います。

○委員 デートD Vの話は昔から言われている話ではなくて、どちらかというところムーブメント、つまりこれから起こしていかなければいけない分野です。また、デートD Vの予防啓発をして、効果が得られているかの検証もおおよそ不可能です。というのも、現実にはデートD Vの発生は大体高校生の後半からスタートします。例えば、妊娠して高校を中退しましたというような

世界から始まっています。しかし、寝屋川市にあるのは中学までで、市立高校がないわけです。中学でデートDVにあいましたというようなことは、近いものはあるかもしれませんが、非常に稀だと思います。ですので、むしろこのデートDVの話というのは、DVの連鎖を断ち切りましょうというのももちろん大事ですが、全く違う視点を持って取り組むべき新規分野だと思っています。実際に、最近大阪府内の高校等からデートDVの法教育の授業をしてくれという声も随分上がってきています。男女の問題を高校でやってほしいという法教育です。教育現場において、デートDVについてもっと積極的に周知、予防啓発活動をしていく必要があります、それも恐らく小学生高学年頃から始めなければいけないのではないかと、私は感じています。そして、特に思春期のお子さんを持つ親への啓発というのも大事です。「どうも娘の様子が最近変だ。何か勉強がどうも集中できていないようだ」等、いろいろな変化を考えたときに、どうも彼氏に支配されてきているようだ、そこで親が初めてどうしたらいいんだろうと思って相談をすると、デートDVという言葉を知ると、そういったこともあります。例えば、皆さん、壁ドンという言葉をご存知ですか。女性が壁際において、その彼氏が壁にドンと手をついて言葉をかけ、女性がコロッとしてしまうというものですが、現在のアニメや漫画に当たり前のように出ているんです。それが恋愛というように。これは男子学生側が加害者というものですが、法務省ではデートDVの予防啓発のDVDを作られていて、その中では逆バージョン、携帯電話を始終チェックする女子学生というものもあり、非常によくできています。そこで、例えば中学校の授業の中でそういった教材を見てもらうというような取り組みを、教育現場でぜひしてもらいたいというふうに思います。

○委員 中学校においては、産婦人科の医者を招聘して、生徒を対象に女の子

の人権を守るための啓発、「そういうおつき合いをしていかなければいけないよ」というものはやっています。また他市の高校では、就職するときの労働者としての権利というものを生徒は知らないのです、そういった権利を教えて卒業させていく、そのような取組を行っているという府立高校もありました。自分自身の人権を侵害されているということは身近にあります。人権的な知識が不足し被害にあっている事例があるということで、お話しさせていただきました。

○委員 実際には、DVの被害者と加害者が一対一という事例だけではなく、被害者一人に対し加害者が多数というような、そういった事例がすごく増えてきていまして、危機感を感じています。その意味において、やはり中学校くらいの時期に、DVを題材にした啓発活動、例えば映画会やDVDの教材を見てもらったり、あるいは専門家に講演をしていただくとか、つまり相手を尊重するというのを、小さい子どものときから学んでいくということが必要ではないかなと思います。

○委員 被害者側が避難したケースで、場合によっては加害者側の男性は妻がなぜいなくなったのかを理解していないというケースもあります。している側は暴力をふるっているということに気づいていないということがある中で、やはり小さい時からの周知や啓発も大事だなと私も思いました。もう一点、他市の先進事例において寝屋川市で把握しているものは何かありますか。

○事務局 他市の事例の一つに高校生を対象にデートDVの講座をしているところがあり、高校生自身に寸劇をさせ、そして生徒みんなで考えるという内容のものがありました。その他、デートDVに取り組んでいる市町村さんもありますが、本市においては、男女共同参画推進センターの講座のコマとしてやってみたりとか、小学生を対象にビデオを流したりとか、そう

いった取り組みを行っております。

○委員長 ありがとうございます。時間がまいりましたので、議論の途中では
ごさいますけれども、続きは、第2回の男女共同参画審議会で行い
たいと思います。ありがとうございました。